

# 国立国会図書館

## 主要国議会の解散制度

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 923 (2016. 10. 18.)

はじめに

### I イギリス

- 1 制度の概要
- 2 解散の実例

### II イタリア

- 1 制度の概要
- 2 解散の実例

### III カナダ

- 1 制度の概要
- 2 解散の実例

### IV ドイツ

- 1 制度の概要
- 2 解散の実例

### V フランス

- 1 制度の概要
- 2 解散の実例

おわりに

別表 主要国議会の解散制度

- 議会の解散制度があるイギリス、イタリア、カナダ、ドイツ及びフランスについて、その制度及び実例を見ると、解散の要件の違いに伴い、解散が行われる頻度も国によって異なっている。
- ドイツ及び 2011 年議会期固定法制定後のイギリスでは、非常に制限的な要件の下で解散が可能となっている。大統領が解散権を有するイタリア及びフランスでは、制度上の要件はドイツやイギリスほど厳格ではないが、自由に解散を行うことは一般的とはなっていない。
- 議会の解散制度の在り方を比較検討するに当たっては、各国の立法府と行政府の関係の違い等に留意する必要がある。

国立国会図書館

調査及び立法考査局政治議会課

たかざわ みゆき  
(高澤 美有紀)

第 9 2 3 号

## はじめに

日本の衆議院議員の任期は4年、参議院議員の任期は6年（3年ごとに半数改選）である。両議院は全国民を代表する選挙された議員で組織されているが、解散の対象は衆議院のみである<sup>1</sup>。衆議院が解散される場合について、憲法第69条では衆議院で内閣の不信任案を可決し、又はその信任案を否決した場合のみを定めるが、衆議院の解散は内閣の助言と承認に基づく天皇の国事行為である<sup>2</sup>ことから、実際には、内閣が定める任意の時期に解散が行われている<sup>3</sup>。これまでに衆議院の解散は23回行われているが、内閣の不信任によるものは4回にとどまっている。内閣がその実質的な解散権を行使し得る場合については、明確なルールや習律が確立していないと言われており<sup>4</sup>、解散の当否が問題とされる事例もある<sup>5</sup>。

本稿では、G7諸国のうち、議会の解散制度のあるイギリス、イタリア、カナダ、ドイツ及びフランスについて、制度の概要及び実例を紹介する。なお、本稿末尾に「別表 主要国議会の解散制度」として、これら各国の解散制度の一覧表を掲載した。

## I イギリス

### 1 制度の概要

下院議員の任期（議会期）は5年、原則としてほとんどの上院議員は事実上の任命制で終身議員である。解散の対象は議会（Parliament）であるが、実質的に解散の対象となるのは下院のみである。現在の解散は、2011年議会期固定法<sup>6</sup>に基づく。同法の制定前は、国王が解散大権を有し、首相の助言に基づき国王が解散を行った。政府<sup>7</sup>が下院の信任を得られない場合に、憲法慣習により、辞職又は国王に対する議会の解散要請を行っていたが、下院による不信任以外の場合は、解散事由について限定はなかったため、首相は自由な判断により国王に解散を要請することができた。このため、首相が単に政治的な利益によって解散を要請することを防止する目的で<sup>8</sup>、2011年議会期固定法が制定され、解散に関する国王大権は廃止された<sup>9</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2016年10月6日である。

<sup>1</sup> 憲法第45条

<sup>2</sup> 憲法第7条第3号

<sup>3</sup> 第3次吉田内閣の下で1952（昭和27）年8月28日に行われた衆議院の解散（いわゆる抜き打ち解散）の違憲無効が争われた訴訟（苫米地訴訟）の最高裁判決では、衆議院の解散は極めて政治性の高い国家統治の基本に関する行為であって、その法律上の有効無効を判断することは司法裁判所の権限の外にあると判断された（最大判昭和35年6月8日民集14巻7号、p.1206.）。学説の紹介、苫米地事件の高裁判決及び最高裁判決並びに衆参同日選挙事件の高裁判決については、大山礼子「178 解散権行使の根拠と手続」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅱ 第6版』（別冊 Jurist 218）有斐閣、2013、pp.380-381；孝忠延夫「179 解散権行使の限界」同、pp.382-383；大林文敏「196 統治行為」同、pp.418-419。

<sup>4</sup> 高見勝利『芦部憲法学を読む—統治機構論—』有斐閣、2004、pp.255-256。

<sup>5</sup> 山口二郎「法律時評 郵政解散の憲政上の意味」『法律時報』77巻11号、2005.10、p.1；高見勝利「不意打ち解散で政権のリセット、高まる「憲法破壊」の唖音」『法律時報』87巻2号、2015.2、pp.1-2。

<sup>6</sup> Fixed-term Parliaments Act 2011 (c.14)

<sup>7</sup> 不信任の対象はGovernmentとなっているため、本稿では「政府」としている。これは、大臣で構成される内閣(Cabinet)に副大臣、政務官等のいわゆる閣外大臣を加えたもので、補助機関の公務員を含まない。

<sup>8</sup> 2011年議会期固定法の審議の第二読会におけるニック・クレグ（Nick Clegg）副首相による説明（Hansard HC Deb vol 515 col 621 (13 Sep 2010). <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201011/cmhansrd/cm100913/debtext/100913-0002.htm#10091315000001>>）。

<sup>9</sup> “Fixed-term Parliaments Act 2011: Explanatory Notes,” p.3. legislation.gov.uk website <<http://www.legislation.gov.uk/>

現在は、議会在解散するのは、2011年議会期固定法に基づき、①下院総選挙期日の25平日前の任期満了による自動解散<sup>10</sup>、②下院が定数の3分の2以上の多数で繰上総選挙の実施を可決した場合<sup>11</sup>及び③下院が不信任案を可決した場合においてその後14日以内に何らかの信任案を可決しないとき<sup>12</sup>の3通りである。②の解散が可能になったことにより、下院が実質的に自主解散権を有することとなった。

①の自動解散後の総選挙の時期は、原則として5年ごとの5月の第1木曜日に固定されているが<sup>13</sup>、②③の繰上総選挙の場合には、首相の助言に基づいて国王が指定する期日に行われる<sup>14</sup>。

なお、首相は、2020年6月1日～11月30日の間に委員会を設置して、2011年議会期固定法の運用状況を検証させ、その検証結果を公表することとされている<sup>15</sup>。

## 2 解散の実例

1945年以降2011年議会期固定法制定までに、解散は18回行われ、同法制定以降の解散は、2015年の1回（任期満了による自動解散）である（表1参照）。

### (1) 不信任に伴う解散

不信任案の可決又は信任案の否決に伴う解散の例は非常に少なく、1945年以降では、1979年3月に下院で不信任案が可決されて解散が行われた例の1回のみである<sup>16</sup>。

### (2) 不信任以外による解散

下院議員の任期は5年であるが、2011年議会期固定法が施行されるまでは任期満了を待たずに解散が行われる例が多かった。2011年議会期固定法では、繰上総選挙の実施を可決するためには下院定数の3分の2以上の多数が必要であり、2大政党の支持がなければ困難であることから、解散へのハードルは相当に高いと指摘されている<sup>17</sup>。

kpga/2011/14/pdfs/ukpgaen\_20110014\_en.pdf>; 2011年議会期固定法の詳細については、河島太朗「イギリスの2011年議会任期固定法」『外国の立法』No.254, 2012.12, pp.4-34. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_4023707\\_po\\_025402.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023707_po_025402.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>10</sup> 2011年議会期固定法第3条。なお、この法律の制定当初は、下院総選挙期日の17平日前に解散することとされていたが、2013年選挙人登録及び選挙管理法（Electoral Registration and Administration Act 2013 (c.6)）により改正され、25平日前に解散することとなった。

<sup>11</sup> 2011年議会期固定法第2条

<sup>12</sup> 同上

<sup>13</sup> 2011年議会期固定法第1条

<sup>14</sup> 2011年議会期固定法第2条。この場合も、国王が指定した日の25日前に議会は解散する（同法第3条）。

<sup>15</sup> 2011年議会期固定法第7条第4項。同法に基づく解散前の2014年6月に同法を廃止するための法律案が上院に提出され、同年10月には下院でも同法の廃止に関する審議が行われたが、廃止には至らなかった。しかし、同法を廃止しても恒常的に与党が単独過半数を占めることを期待し難い状況においては、自由裁量的な解散制度に戻ることは望ましくないとの指摘もある（Petra Schleiter and Valerie Belu, “The Decline of Majoritarianism in the UK and the Fixed-term Parliaments Act,” *Parliamentary Affairs*, 69(1), January 2016, pp.36-37.）。

<sup>16</sup> Richard Kelly, “Confidence Motions,” *Standard Note*, SN/PC/2873, 13 May 2013, pp.9-10. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN02873/SN02873.pdf>>

<sup>17</sup> 小松浩「イギリス連立政権と解散権制限立法の成立」『立命館法学』341号, 2012.1, pp.8-9.

表1 イギリス議会の解散一覧（1945年～）

解散の日	解散時の首相	解散の背景等	選挙の日
1945.6.15	チャーチル首相（保守党）	第二次世界大戦中に任期が戦争終結まで延長され、戦争が終結した。	1945.7.5
1950.2.3	アトリー首相（労働党）	任期満了が近づいた。	1950.2.23
1951.10.5	アトリー首相（労働党）	議会で多数派を形成するため。	1951.10.25
1955.5.6	イーデン首相（保守党）	チャーチル首相が辞任したため、後任のイーデン首相が解散を要請。	1955.5.26
1959.9.18	マクミラン首相（保守党）	任期満了が近づいた。	1959.10.8
1964.9.25	ダグラス＝ヒューム首相（保守党）	任期満了が近づいた。	1964.10.15
1966.3.10	ウィルソン首相（労働党）	議会で多数派を形成するため。	1966.3.31
1970.5.29	ウィルソン首相（労働党）	労働争議により与党労働党の支持が低下していたが、経済状況や国際収支の回復により国民感情が楽観的になってきていた。	1970.6.18
1974.2.8	ヒース首相（保守党）	全国石炭鉱業労働組合のストライキ前に有権者の信任を得るため。	1974.2.28
1974.9.20	ウィルソン首相（労働党）	同年2月の選挙の結果、議会少数党であった与党労働党が、多数派を形成するため。	1974.10.10
1979.4.7	キャラハン首相（労働党）	<u>下院で不信任案が可決（1979.3.28）された。</u>	1979.5.3
1983.5.13	サッチャー首相（保守党）	フォークランド紛争への対応により与党の支持率が良好であった。	1983.6.9
1987.5.18	サッチャー首相（保守党）	景気が好調であり、与党の支持率が良好であった。	1987.6.11
1992.3.16	メージャー首相（保守党）	任期満了が近づいた。	1992.4.9
1997.4.8	メージャー首相（保守党）	任期満了が近づいた。	1997.5.1
2001.5.14	ブレア首相（労働党）	与党が下院の6割超を占め、支持率が良好な一方、世界経済の影響による景気悪化が予想された。	2001.6.7
2005.4.11	ブレア首相（労働党）	与党が下院の6割超を占め、支持率が良好な一方、野党が混乱状態にあった。	2005.5.5
2010.4.12	ブラウン首相（労働党）	任期満了が近づいた。	2010.5.6
2015.3.30	キャメロン首相（保守党）	任期満了に伴う自動解散	2015.5.7

（注）下線は、不信任に関する記述。

（出典）Isobel White et. al., “Election timetables,” *Research Paper*, 15/11, 3 March 2015. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/RP15-11/RP15-11.pdf>>; Colin Rallings and Michael Thrasher, compiled and edited, *British Electoral Facts 1832-2006*, Aldershot, Hampshire, England; Burlington, VT: Ashgate, 2007, p.140; “UNITED KINGDOM: House of Commons.” Inter-Parliamentary Union website <[http://www.ipu.org/parline-e/reports/2335\\_arc.htm](http://www.ipu.org/parline-e/reports/2335_arc.htm)> その他の資料に基づいて筆者作成。

## II イタリア

### 1 制度の概要

イタリアは、両議院ともに、議員の任期は5年で、解散の対象となる<sup>18</sup>。大統領<sup>19</sup>は、両議院の議長の意見を聴き、両議院又は一議院を解散することができる<sup>20</sup>。この場合、大統領は、議長の意見には拘束されない<sup>21</sup>。

大統領は、7年間の任期の最後の6か月間は、立法期<sup>22</sup>の最後の6か月間と重複する期間を除き、解散権を行使することができない<sup>23</sup>。

総選挙は、議員の任期終了後70日以内に行われる<sup>24</sup>。

なお、政府<sup>25</sup>は両議院の信任を有しなければならず<sup>26</sup>、不信任案が可決された場合又は信任案が否決された場合には辞職しなければならないが、この場合に必ずしも両議院又は一議院が解散されるわけではない。

### 2 解散の実例

イタリア共和国成立（1948年）以降の解散は、16回行われている（表2参照）。任期満了前に解散されるのが常となっており、両議院の選挙は同時に行われるのが慣例である<sup>27</sup>。政府不信任の場合であっても必ずしも議会が解散されるわけではないが、信任案が否決された後に政府の辞職を経て解散された例は4例ある<sup>28</sup>。

政党間の関係が安定していた1992年までの解散は、政局を開閉するための与党内合意を大統

<sup>18</sup> 2016年4月に両議院で可決された憲法改正案によると、上院は地方代表と位置付けられ（地方組織の代表95人及び大統領により任命される5人で構成）、解散の対象は下院のみとなる（Disegni di legge e relazioni, XVII LEGISLATURA A.C., N.2613-D. Camera dei deputati website <[http://www.camera.it/\\_dati/leg17/lavori/stampati/pdf/17PDL0038060.pdf](http://www.camera.it/_dati/leg17/lavori/stampati/pdf/17PDL0038060.pdf)>）。この憲法改正案については、同年中に賛否を問う国民投票が実施される見通しである。

<sup>19</sup> 両議院議員と各州代表を選挙人とする間接選挙で選出される（憲法第83条）。

<sup>20</sup> 憲法第88条第1項

<sup>21</sup> Temistocle Martines, *Diritto costituzionale*, Milano: Giuffrè Editore, 2013, p.469. 議長からの意見聴取自体は義務であり、議院内の事情に通じた議長の政治的評価を聴くことを目的としている。

<sup>22</sup> 立法期（legislatura）とは、総選挙から次の総選挙までの期間で、解散がない限り5年間である（“Glossario.” Senato della Repubblica website <[https://www.senato.it/3563?glossario=9&glossario\\_iniziale=L](https://www.senato.it/3563?glossario=9&glossario_iniziale=L)>）。

<sup>23</sup> 憲法第88条第2項。“semestre bianco（空白の半年）”と呼ばれる。大統領が自身を再選させるために議会を解散することを防止する趣旨であるとする考えのほか複数の解釈がある（山岡規雄「イタリア」『諸外国の憲法事情—アメリカ合衆国・英国・ドイツ・フランス・イタリア・カナダ—』（調査資料2001-1）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2001, p.127; Martines, *op.cit.*(21)）。憲法制定当初は例外なく任期の最後の6か月間の解散が制限されていたが、1992年に総選挙が予定されていたことに加え大統領の任期切れも迫っていたことから、1991年に憲法が改正され、例外規定が追加された（伊藤武「VI-1章 イタリアにおける憲法改正の政治力学」駒村圭吾・待鳥聡編『「憲法改正」の比較政治学』弘文堂, 2016, p.307.）。2012年12月のナポリターノ（Giorgio Napolitano）大統領による解散は、立法期の最後の6か月と大統領の任期（2013年5月15日まで）の最後の6か月が重複することで可能となった。

<sup>24</sup> 憲法第61条

<sup>25</sup> 政府（Governo）は首相及び大臣で構成される。大統領が、首相及びその提案に基づいて大臣を任命する（憲法第92条）。

<sup>26</sup> 憲法第94条第1項

<sup>27</sup> イタリア共和国成立当初は、下院議員は任期5年、上院議員は任期6年であったが、1963年の憲法改正により、両議院議員の任期が同じ5年となり（憲法第60条）、制度上、類似した選挙制度で同一期日に両議院の選挙が行われることとなった（芦田淳「イタリアの対等な二院制下での立法過程をめぐる考察」『北大法学論集』62巻6号, 2012, 3, p.267.）。

<sup>28</sup> なお、1998年にロマーノ・プローディ（Romano Prodi）政府に対する信任案が下院で否決された際には、政府の辞職後、議会が解散されずに、マッシモ・ダレーマ（Massimo D'Alema）政府が発足した（“XIII Legislatura della Repubblica italiana.” Camera dei deputati Portale Storico website <<http://storia.camera.it/cronologia/leg-repubblica-XIII/elenco>>）。

領が承認したにすぎなかったものとされる<sup>29</sup>。その後、冷戦の終結を背景に、大規模な汚職捜査による多数の政治家の摘発等により、既成政党による政権運営が不可能となり、非政党人による政権が誕生するようになる中<sup>30</sup>、大統領が解散の可否を主体的に判断するようになったと言われており、大統領が首相からの議会解散要請を拒否した例も見られる<sup>31</sup>。

表2 イタリア議会の解散一覧（イタリア共和国成立（1948年）以降）

解散の日	解散時の大統領・首相	解散の背景等	選挙の日
1953.4.4	エイナウディ大統領（自由党） デ・ガスペリ首相（キリスト教民主党）	任期満了が近づいた。	1953.6.7
1958.3.17	グロンキ大統領（キリスト教民主党） ゾーリ首相（キリスト教民主党）	任期満了が近づいた。	1958.5.25
1963.2.18	セーニ大統領（キリスト教民主党） ファンファーニ首相（キリスト教民主党）	任期満了が近づいた。	1963.4.28
1968.3.11	サーラガト大統領（社会民主党） モーロ首相（キリスト教民主党）	任期満了が近づいた。	1968.5.19
1972.2.28	レオーネ大統領（キリスト教民主党） アンドレオッティ首相（キリスト教民主党）	<u>信任案が上院で否決（1972.2.26）された。</u>	1972.5.7
1976.5.1	レオーネ大統領（キリスト教民主党） モーロ首相（キリスト教民主党）	政府が議会少数党で、経済危機対策等について野党の協力が得られず、辞職した。	1976.6.20
1979.4.2	ペルティエニ大統領（社会党） アンドレオッティ首相（キリスト教民主党）	<u>信任案が上院で否決（1979.3.31）された。</u>	1979.6.3
1983.5.4	ペルティエニ大統領（社会党） ファンファーニ首相（キリスト教民主党）	連立与党の社会党が離脱し、政権が不安定となった。	1983.6.26
1987.4.28	コッシーガ大統領（キリスト教民主党） ファンファーニ首相（キリスト教民主党）	<u>信任案が下院で否決（1987.4.28）された。</u>	1987.6.14
1992.2.2	コッシーガ大統領（キリスト教民主党） アンドレオッティ首相（キリスト教民主党）	任期満了が近づいた。	1992.4.5
1994.1.16	スカルファロ大統領（キリスト教民主党） チャンピ首相（無所属）	小選挙区制・緊縮予算導入を達成したこと から首相が辞表を提出した。	1994.3.27
1996.2.16	スカルファロ大統領（キリスト教民主党） ディーニ首相（無所属）	ディーニ首相の辞任後、後任の首相候補者 が指名を辞退した。	1996.4.21
2001.3.8	チャンピ大統領（無所属） アマート首相（無所属）	任期満了が近づいた。	2001.5.13
2006.2.11	チャンピ大統領（無所属） ベルルスコーニ首相（フォルツァ・イタリア）	任期満了が近づいた。	2006.4.9
2008.2.6	ナポリターノ大統領（無所属） ブローディ首相（無所属）	<u>信任案が上院で否決（2008.1.24）された。</u>	2008.4.13
2012.12.22	ナポリターノ大統領（無所属） モンティ首相（無所属）	任期満了が近づいた。	2013.2.24

<sup>29</sup> Gianfranco Pasquino, “Italian Presidents and their Accordion: Pre-1992 and Post 1994,” *Parliamentary Affairs*, 65(4), October 2012, p.853.

<sup>30</sup> 伊藤武「3.イタリア」馬場康雄・平島健司編『ヨーロッパ政治ハンドブック 第2版』東京大学出版会, 2010, pp.42-43.

<sup>31</sup> Selena Grimaldi, “The Role of Italian Presidents: The Subtle Boundary between Accountability and Political Action,” *Bulletin of Italian Politics*, Vol.3 No.1, 2011, p.112. 1994年にオスカル・ルイジ・スカルファロ（Oscar Luigi Scalfaro）大統領がシルヴィオ・ベルルスコーニ（Silvio Berlusconi）首相からの議会解散要請を拒否した事例等が挙げられている。

(注) 下線は、不信任に関する記述。

(出典) Servizio Studi, “La durata della legislatura e lo scioglimento delle Camere: Normativa di riferimento e precedenti, Seconda ed.,” *Documentazione e ricerche*, N.386, 09/01/2012. <<http://documenti.camera.it/Leg16/Dossier/Testi/AC0880.htm>>; Pasquale Costanzo, “La gestione delle crisi di governo e lo scioglimento anticipato delle Camere,” 2010.11.23. Consulta Online website <<http://www.giurcost.org/studi/CostanzoMessina.htm>>; “Archivio Storico delle Elezioni.” Ministero dell’Interno website <<http://elezionistorico.interno.it/index.php>>; “ITALY: Camera dei Deputati (Chamber of Deputies).” Inter-Parliamentary Union website <[http://www.ipu.org/parline-e/reports/2157\\_arc.htm](http://www.ipu.org/parline-e/reports/2157_arc.htm)> その他の資料に基づいて筆者作成。

### III カナダ

#### 1 制度の概要

下院議員の任期（議会期）は5年<sup>32</sup>、上院議員は任命制の終身議員（75歳定年）である。解散の対象は、議会（Parliament）であるが、実質的に下院のみが解散される。解散は、首相の助言に基づき総督が行う<sup>33</sup>。2007年のカナダ選挙法改正により、下院議員の総選挙は4年ごとの10月の第3月曜日に行われることとなった<sup>34</sup>。この改正は、与党に有利な選挙時期の決定を防止することで、より公正な選挙の実現を目指したものである<sup>35</sup>。これにより首相の総督に対する解散の助言が抑制されると見られていたが<sup>36</sup>、総督の解散権が留保されているため<sup>37</sup>、早期の解散が行われている<sup>38</sup>。また、憲法慣習により、下院が不信任案を可決した場合又は信任案を否決した場合は、政府が辞職するか、首相が総督に下院の解散を助言する<sup>39</sup>。

総督が解散の布告を官報に掲載することにより解散の効力が生じ、次の議会の召集及び選挙令状の発布を命じる布告により選挙期日が決定される<sup>40</sup>。

<sup>32</sup> 1867年憲法（Constitution Act, 1867）第50条及び1982年憲法（Constitution Act, 1982）第4条第1項で任期が5年を超えて継続しないと規定されているが、カナダ選挙法（Canada Elections Act (S.C.2000, c.9)）第56.1条第2項では、選挙後4年目の10月に総選挙を行うと規定している。

<sup>33</sup> 1867年憲法第50条、カナダ選挙法第56.1条第1項。これらの規定は、総督が議会を解散する権限を有する旨を定めるのみであるが、憲法慣習で首相の助言に基づくこととなっている（Library of Parliament, “Constitutional Conventions,” *Topical Information for Parliamentarians TIPS-1E*, 11 July 2006, p.2. <<http://www.loppar.gc.ca/content/lop/TeachersInstitute/ConstitutionalConventions.pdf>>）。これまでのところ、総督が解散を拒否した事例は1926年の1件のみである（Peter W. Hogg, *Constitutional Law of Canada*, 2015 Student Edition, Toronto: Carswell, 2015, pp.9-29-9-31.）。なお、総督は、首相の助言に基づいてカナダの国家元首であるイギリス国王が任命するイギリス国王の代理人である（齋藤憲司『各国憲法集（4）カナダ憲法』（調査資料2011-1-d 基本情報シリーズ⑩）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2012, p.9. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3487777\\_po\\_201101d.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487777_po_201101d.pdf?contentNo=1)>）。

<sup>34</sup> カナダ選挙法第56.1条第2項

<sup>35</sup> “Archived – Canada’s New Government Proposes Fixed Election Dates,” 2006.5.30. Government of Canada website <<http://news.gc.ca/web/article-en.do?crtr.sj1D=&mthd=advSrch&crtr.mnthndVI=6&nid=216599&crtr.dpt>>

<sup>36</sup> Jack Stilborn, “Parliamentary reform and the House of Commons,” PRB 07-43E, 5 October 2007, p.5. <<http://www.loppar.gc.ca/content/lop/researchpublications/prb0743-e.pdf>>

<sup>37</sup> カナダ選挙法第56.1条第1項。選挙期日の固定は、裁量により議会を解散する権限を含む総督の権限に影響を及ぼさないと規定する。

<sup>38</sup> 憲法改正を要する国王大権の変更を回避し、総督の解散権を留保したため、選挙期日の固定は所期の成果を上げるに至らなかった。これに対し、イギリスでは、前述のとおり2011年議会期固定法によって解散に関する国王大権が廃止され、首相が君主に要請して議会を解散することは不可能となった（河島 前掲注(9), pp.16-17.）。

<sup>39</sup> Charles Feldman, “Transition to the 42nd Parliament: Questions and Answers,” *Background Paper*, Publication No.2 015-56-E, 20 October 2015, p.18. <[http://publications.gc.ca/collections/collection\\_2015/bdp-lop/bp/YM32-2-2015-56-eng.pdf](http://publications.gc.ca/collections/collection_2015/bdp-lop/bp/YM32-2-2015-56-eng.pdf)>; Hogg, *op.cit.*(33), p.9-23. 政府・内閣の組織については、いずれの憲法にも規定されておらず、議会との関係は憲法慣習によっている（齋藤 前掲注(33), p.9.）。

<sup>40</sup> カナダ選挙法第57条; House of Commons, “Parliamentary Cycle: Dissolution of Parliament,” *Compendium of procedure*, October 2015. <[http://www.parl.gc.ca/About/House/compendium/web-content/c\\_d\\_dissolutionparliament-e.htm](http://www.parl.gc.ca/About/House/compendium/web-content/c_d_dissolutionparliament-e.htm)>。総督は内閣の助言に基づいて選挙期日を決定する（“FAQs on Elections.” Elections Canada website <<http://www.elections.ca/content.aspx?section=vot&dir=faq&document=faquelec&lang=e>>）。

## 2 解散の実例

1945 年以降、解散は 23 回行われている（表 3 参照）。

### (1) 不信任に伴う解散

不信任に伴う解散は、1945 年以降 5 回である<sup>41</sup>。

### (2) 不信任以外による解散

2007 年の選挙法改正により 4 年ごとの選挙が規定される前から、与党に有利な時期を見計らって、5 年間の下院議員の任期満了前（おおむね前回の選挙から約 4 年後）に、解散・総選挙が行われてきた<sup>42</sup>。最近の選挙を見ると、2008 年 9 月の解散は、2007 年の選挙法改正にもかかわらず、与党による下院での多数派形成を目指して本来よりも 1 年早く行われたため、野党からは政府に都合の良い時期を狙った解散であると批判された<sup>43</sup>。市民団体からは選挙法違反の解散として提訴されたが、連邦控訴裁判所は総督の裁量による解散権の留保は首相の助言にも及ぶなどとして訴えを棄却した<sup>44</sup>。2015 年 8 月の解散は、選挙法の規定に従い 10 月第 3 月曜日の選挙実施に向けて行われた<sup>45</sup>。

表 3 カナダ議会の解散一覧（1945 年～）

解散の日	解散時の首相	解散の背景等	選挙の日
1945.4.16	キング首相（自由党）	任期満了が近づいた。	1945.6.11
1949.4.30	サンローラン首相（自由党）	経済状況が安定しているうちに総選挙を実施するため。	1949.6.27
1953.6.13	サンローラン首相（自由党）	与野党の関係が良好な中、前回総選挙から 4 年が経過し、総選挙の実施が期待された。	1953.8.10
1957.4.12	サンローラン首相（自由党）	前回総選挙から 4 年近くが経過したため。	1957.6.10
1958.2.1	ディーフェンベーカー首相（進歩保守党）	与党が議会少数党で、議会運営が困難となった。	1958.3.31
1962.4.19	ディーフェンベーカー首相（進歩保守党）	与党が議会多数党であったが、自由党の勢力回復で審議が困難になった。	1962.6.18
1963.2.6	ディーフェンベーカー首相（進歩保守党）	<u>下院で不信任案が可決（1963.2.5）された。</u>	1963.4.8

<sup>41</sup> 2008 年 12 月には、野党から提出される不信任案の可決の見込みが高い中、首相が総督に議会の閉会を助言し、議会の閉会により、政府の辞職及び下院の解散を回避した（岡田健太郎「カナダ政治における連邦総督の地位—2008 年連邦議会停会騒動を事例に—」『神奈川県立国際言語文化アカデミア紀要』3 号, 2014.3, pp.45-54; Nicholas A. MacDonald and James W.J. Bowden, “No Discretion: On Prorogation and the Governor General,” *Canadian Parliamentary Review*, 34(1), Spring 2011, pp.7-16.)。

<sup>42</sup> Hogg, *op.cit.*(33), p.9-29; Patrick Malcolmson and Richard Myers, *The Canadian Regime: an introduction to parliamentary government in Canada*, 5th ed., Toronto: University of Toronto Press, 2012, p.119; Jay Waltz, “Trudeau Calls Vote In Canada Oct. 30,” *New York Times*, Sep 2, 1972.

<sup>43</sup> Don Butler, “Harper returns stronger; Conservatives gain bigger minority; denied majority by Quebec, Newfoundland,” *Ottawa Citizen*, 15 Oct 2008.

<sup>44</sup> *Conacher v Canada (Prime Minister)*, 2010 FCA 131, [2011] 4 F.C.R. 22. 最高裁判所では理由を示さず棄却（Laura Stone, “Supreme Court dismisses appeal over ’08 election; Advocacy group accused Harper of breaking gov’t’s fixed election date law,” *Star-Phoenix*, 21 Jan 2011.)。

<sup>45</sup> この時の 78 日間の選挙期間は 1872 年以降最長であった（Mark Kennedy, “They’re off and running in 78-day campaign that likely will be nasty,” *Montreal Gazette*, 3 Aug 2015.)。現行の選挙期間は、選挙令状の発布日から投票日の前日までの日数で計算し、36 日間以上とされているが、上限の規定はない（カナダ選挙法第 57 条第 1.2 項）。



解散の日	解散時の首相	解散の背景等	選挙の日
1965.9.8	ピアソン首相（自由党）	与党が議会少数党であった。	1965.11.8
1968.4.23	P.トルドー首相（自由党）	与党が議会少数党であった。	1968.6.25
1972.9.1	P.トルドー首相（自由党）	前回総選挙から4年経過した。	1972.10.30
1974.5.9	P.トルドー首相（自由党）	<u>下院で不信任案が可決（1974.5.8）された。</u>	1974.7.8
1979.3.26	P.トルドー首相（自由党）	任期満了が近づいた。	1979.5.22
1979.12.14	クラーク首相（進歩保守党）	<u>下院で不信任案が可決（1979.12.13）された。</u>	1980.2.18
1984.7.9	ターナー首相（自由党）	任期満了が近づいた。	1984.9.4
1988.10.1	マルルーニー首相（進歩保守党）	野党の反対による加米自由貿易協定の批准の遅れを打開するため。	1988.11.21
1993.9.8	マルルーニー首相（進歩保守党）	任期満了が近づいた。	1993.10.25
1997.4.27	クレティエン首相（自由党）	過去4年間の与党の実績に基づき更に政策を推進するため。	1997.6.2
2000.10.22	クレティエン首相（自由党）	与党が下院で過半数を占め、世論の高い支持の中、選挙を与党に有利に進めるため。	2000.11.27
2004.5.23	マーティン首相（自由党）	前政権の汚職疑惑で与党の支持率が低下する中、医療保険制度改革に向けて国民の信を問うため。	2004.6.28
2005.11.29	マーティン首相（自由党）	<u>下院で不信任案が可決（2005.11.28）された。</u>	2006.1.23
2008.9.7	ハーパー首相（保守党）	与党が下院で過半数を割っており、与党による議会多数派を形成するため。	2008.10.14
2011.3.26	ハーパー首相（保守党）	<u>下院で不信任案が可決（2011.3.25）された。</u>	2011.5.2
2015.8.2	ハーパー首相（保守党）	選挙法の規定に従い10月第3月曜日に選挙を実施するため。	2015.10.19

(注) 下線は、不信任に関する記述。

(出典) “Key Dates for each Parliament 1867 to Date.” Parliament of Canada website <<http://www.lop.parl.gc.ca/ParlInfo/compilations/parliament/KeyDates.aspx>>; “CANADA: House of Commons.” Inter-Parliamentary Union website <[http://www.ipu.org/parline-e/reports/2055\\_arc.htm](http://www.ipu.org/parline-e/reports/2055_arc.htm)> その他の資料に基づいて筆者作成。

## IV ドイツ

### 1 制度の概要

ドイツの下院議員の任期は4年、上院議員は各州政府が任免する当該州の政府構成員が務め、任期はない。下院のみが解散の対象となる。ワイマール憲法下における解散権の行使が政権の基盤となる安定的な議会多数派の形成に資するものではなかったことへの反省から、現行の基本法（憲法）では、解散権の行使要件は厳格に制限され<sup>46</sup>、①首相が任命されない場合及び②首相が下院で信任を得られず、後任の首相も選出されない場合にのみ、解散が可能である。

①については、下院の首相選挙において2回目までの選挙で下院議員の過半数の投票を得た当選人がない場合には、大統領<sup>47</sup>は、3回目の選挙での最多得票者で下院議員の過半数の投票を

<sup>46</sup> 石村修「西ドイツにおける議会の解散権（1）」専修大学法学研究所編『公法の諸問題 2』（専修大学法学研究所紀要 10）1985, pp.145-146; 村西良太「判例研究 公法判例研究 ドイツ連邦議会解散の基本法適合性が争われた事例」『法政研究』73巻1号, 2006.7, pp.130-131.

<sup>47</sup> 下院議員及び州議会代表で構成される連邦会議で選出される（基本法第54条）。

得ていないものを首相に任命し、又は、下院を解散しなければならない<sup>48</sup>。

②については、首相が提出した首相の信任案に下院議員の過半数の賛成が得られなかった場合において、下院議員の過半数の投票により他の首相を選出しなかったときは、首相の提案に基づき、大統領は 21 日以内に下院を解散することができる<sup>49</sup>。

下院の解散に伴う総選挙は、解散後 60 日以内に行われる<sup>50</sup>。

なお、首相に対する不信任案の可決は、下院議員の過半数により後任の首相を選出した場合に限られ(建設的不信任)、不信任案が可決された場合には、下院を解散することができない<sup>51</sup>。

## 2 解散の実例

ドイツ連邦共和国(西ドイツ)成立(1949年)以降の解散は3回のみである(表4参照)。いずれも、解散後の総選挙により下院で与党が多数派を形成することを目的として、首相が自ら提出した首相信任案を与党議員の棄権によって否決させることで実現したものである。1983年1月及び2005年7月の解散については、首相の作為的な信任案の提出とその否決に基づく下院の解散及び総選挙の実施が基本法違反であるとして、連邦憲法裁判所に対して訴訟が提起され、いずれにおいても、基本法違反とはならない旨の判断がなされた<sup>52</sup>。

表4 ドイツ議会の解散一覧(ドイツ連邦共和国成立(1949年)以降)

解散の日	解散時の大統領・首相	解散の背景等	選挙の日
1972.9.22 (前回選挙日 1969.9.28)	ハイネマン大統領(社会民主党) ブランド首相(社会民主党)	重要政策をめぐる一部議員の離反によって与党が下院少数党となる一方、野党提出の不信任案が否決され手詰まり状態となったため、全会派の合意を背景に、首相が自ら提出した信任案を与党議員の棄権によって否決させ(1972.9.22)、大統領に解散を提案。	1972.11.19
1983.1.7 (前回選挙日 1980.10.5)	カルステンズ大統領(キリスト教民主同盟) コール首相(キリスト教民主同盟)	社会民主党と自由民主党の連立政権下で、自由民主党がキリスト教民主同盟を支持した結果、シュミット首相に係る建設的不信任案が可決されコール首相が任命された(1982.10.1)が、与党が議会少数党であったことから多数派形成を目的として、首相が自ら提出した信任案を与党議員の棄権によって否決させ(1982.12.17)、大統領に解散を提案。	1983.3.6
2005.7.21 (前回選挙日)	ケーラー大統領(キリスト教民主同盟)	2002年の下院総選挙後、与党が州議会選挙等で相次ぎ敗北する中、首相が自らの政策に対する	2005.9.18

<sup>48</sup> 基本法第 63 条

<sup>49</sup> 基本法第 68 条

<sup>50</sup> 基本法第 39 条第 1 項。任期満了の場合の総選挙は、その任期の開始後 46 か月目から 48 か月目までの間に行われる。

<sup>51</sup> 基本法第 67 条。建設的不信任案が可決された例は、1982 年にヘルムート・シュミット(Helmut Schmidt)首相の後任としてヘルムート・コール(Helmut Kohl)首相が選任された例のみである。なお、建設的不信任案が否決された例は、1972 年にヴィリー・ブランド(Willy Brandt)首相に対して提出された例のみである。(渡辺暁彦「ドイツにおける議院内閣制と政権の安定—基本法六七条のいわゆる「建設的不信任投票」制度に関する一考察—」『同志社法学』52 巻 2 号, 2000.7, p.385.)

<sup>52</sup> 各訴訟に関する主な邦文の解説として、石村修「西ドイツにおける議会の解散権(2)」『専修法学論集』41 号, 1985.3, pp.109-143; 吉田栄司「基本法 68 条と連邦議会の解散」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例』信山社出版, 1996, pp.388-392; 村西 前掲注(46), pp.125-141; 加藤一彦「プレシットとしての首相の議会の解散権」吉田善明先生古希記念論文集刊行委員会編『憲法諸相と改憲論』敬文堂, 2007, pp.375-398; 植松健一「プレシット解散の法理と自主解散の論理」『名古屋大学法政論集』230 号, 2009.6, pp.371-400.

解散の日	解散時の大統領・首相	解散の背景等	選挙の日
2002.9.22)	シュレーダー首相 (社会民主党)	国民の支持の獲得を目指して自ら提出した信任案を与党議員の棄権によって否決させ (2005.7.1)、大統領に解散を提案。	

(注) 下線は、不信任に関する記述。

(出典) 高田篤「ドイツ議会制民主主義論における議会の位相—連邦議会の解散をめぐる論議を手懸かりとして—」『ジュリスト』1311号, 2006.5.1・15, pp.115-124; Peter Schindler, Hrsg., *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages 1949 bis 1999*, Baden-Baden: Nomos, 1999, pp.1237-1246. <[https://www.bundestag.de/dokumente/datenhandbuch/datenhandbuch\\_archiv](https://www.bundestag.de/dokumente/datenhandbuch/datenhandbuch_archiv)>; “Kapitel 6.14. Vertrauensfrage des Bundeskanzlers,” Stand: 20.1.2014, *Datenhandbuch. Deutscher Bundestag website* <[https://www.bundestag.de/blob/196268/f4c8386470cb5f773abad59adc60d1d9/kapitel\\_06\\_14\\_vertrauensfrage\\_des\\_bundeskanzlers-data.pdf](https://www.bundestag.de/blob/196268/f4c8386470cb5f773abad59adc60d1d9/kapitel_06_14_vertrauensfrage_des_bundeskanzlers-data.pdf)>; “GERMANY: Deutscher Bundestag (German Bundestag).” Inter-Parliamentary Union website <[http://www.ipu.org/parline-e/reports/2121\\_arc.htm](http://www.ipu.org/parline-e/reports/2121_arc.htm)> その他の資料に基づいて筆者作成。

## V フランス

### 1 制度の概要

フランスの下院議員の任期は5年、上院議員の任期は6年<sup>53</sup>であり、下院のみが解散の対象となる。大統領<sup>54</sup>は、首相及び両議院の議長の意見を聴いた後、いつでも下院を解散することができる<sup>55</sup>。解散に当たって、大統領は、首相及び両議院の議長の意見には拘束されない<sup>56</sup>。ただし、①解散に伴う下院総選挙後1年以内<sup>57</sup>、②大統領の非常事態権限の行使中<sup>58</sup>又は③上院議長若しくは政府<sup>59</sup>による大統領の職務代行中<sup>60</sup>は、下院を解散することができない。

下院が解散された場合、その総選挙は、解散後20日以降40日以内に行われる<sup>61</sup>。

なお、下院が政府不信任案を可決し<sup>62</sup>、又は政府の綱領・一般政策の表明を否決した場合<sup>63</sup>には、首相は大統領に政府の辞表を提出しなければならない<sup>64</sup>。この場合、必ずしも下院が解散されるわけではない。

### 2 解散の実例

解散は、第5共和制成立(1958年)以降、5回行われている。1997年4月を最後に、解散は

<sup>53</sup> 上院議員は、下院議員、地方議会議員等で構成する選挙人団による間接選挙により選出され、3年ごとに半数が改選される。

<sup>54</sup> 大統領は、直接選挙により選出される(憲法第6条)。

<sup>55</sup> 憲法第12条

<sup>56</sup> Pierre Avril, “Article 12,” François Luchaire, et al., sous la direction, *La Constitution de la République française: analyses et commentaires*, 3<sup>e</sup> éd., Paris: Economica, 2009, p.478. 大統領は首相及び議長から意見聴取しなければならないが、この意見聴取は手続的な性格を有する。

<sup>57</sup> 憲法第12条第4項

<sup>58</sup> 憲法第16条第5項

<sup>59</sup> 政府(Gouvernement)は、首相その他の大臣、担当大臣及び各省大臣の下に置かれる政務長官によって構成される合議体である(大山礼子『フランスの政治制度 改訂版』東信堂, 2013, pp.59-60, 72.)。

<sup>60</sup> 憲法第7条第4項

<sup>61</sup> 憲法第12条第2項。解散されない場合には、下院議員の任期は、前の選挙から5年後の6月第3火曜日に終了し(選挙法典(Code électoral) LO第121条)、任期満了日前60日以内に選挙が実施される(同法典 LO第122条)。

<sup>62</sup> 憲法第49条第2項及び第3項。不信任案は、下院の総議員の10分の1以上の署名がなければ受理されない。不信任案提出の48時間後でなければ、表決を行うことができず、可決には総議員の過半数の賛成が必要である。なお、会期末に不信任案が提出された場合には、表決ができるよう当然に会期が延長される(憲法第51条)。

<sup>63</sup> 憲法第49条第1項。否決された例はない(ジャン＝エリック・ジッケル「基調講演 フランス議会と政府の責任」国立国会図書館調査及び立法考査局編『グローバル化の中の議会の役割—欧州の経験から日本への示唆』(調査資料2016-2 平成27年度国際政策セミナー報告書)国立国会図書館, 2016, p.39. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidep\\_o\\_10159691\\_po\\_201608.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidep_o_10159691_po_201608.pdf?contentNo=1)>.)。

<sup>64</sup> 憲法第50条

行われていない。(表 5 参照)

1962 年の解散は、政府不信任案が可決されて解散された唯一の例である<sup>65</sup>。1968 年の解散は学生の反乱に端を発した社会的危機（いわゆる 5 月危機）の収拾、1981 年及び 1988 年の解散は大統領と下院多数派の不一致の解消、1997 年の解散は下院における安定多数の維持を目的としたものである。

2000 年の憲法改正前は、大統領の任期が 7 年、下院議員の任期が 5 年で、選挙時期が異なることから、国民により直接選出され議会に対して責任を負わない大統領と下院多数派の信任を得ている政府を率いる首相との党派が異なる場合（コアビタシオン）が問題となった。2000 年の憲法改正により大統領の任期も 5 年となり、2002 年以降大統領選挙と下院総選挙がそれぞれ同じ年の 5 月と 6 月に実施されている。このため大統領を支持する政党が下院多数派を占めるようになり、コアビタシオンが生じにくくなっている<sup>66</sup>。

表 5 フランス議会の解散一覧（第 5 共和制成立（1958 年）以降）

解散の日	解散時の大統領・首相	解散の背景等	選挙の日
1962.10.9 (前回選挙日 1958.11.23・30)	ド・ゴール大統領（新共和国連合） ポンピドゥー首相（無所属）	大統領直接選挙制の導入に関する憲法改正を憲法所定の手続によらずに直接国民投票に付することを大統領が決定したことに反発した下院が不信任案を可決（1962.10.5）し、首相が政府の辞表を提出したが、大統領は受理せず、下院を解散。	1962.11.18・25
1968.5.30 (前回選挙日 1967.3.5・12)	ド・ゴール大統領（第五共和国民主連合） ポンピドゥー首相（第五共和国民主連合）	学生の反乱に端を発した社会的危機（5 月危機）を収拾するために解散。	1968.6.23・30
1981.5.22 (前回選挙日 1978.3.12・19)	ミッテラン大統領（社会党） モーロワ首相（社会党）	ミッテラン大統領の選出後、与党社会党が下院において少数党であったため、多数派の形成を目指して解散。	1981.6.14・21
1988.5.14 (前回選挙日 1986.3.16)	ミッテラン大統領（社会党） ロカール首相（社会党）	ミッテラン大統領の再選後、与党社会党が下院において少数党であったため、多数派の形成を目指して解散。	1988.6.5・12
1997.4.21 (前回選挙日 1993.3.21・28)	シラク大統領（共和国連合） ジュペ首相（共和国連合）	右派政権による改革を推進するための多数派の形成、通貨統合に向けたフランスの地位強化等を目指して解散。	1997.5.25・6.1

(注) 下線は、不信任に関する記述。選挙期日は、1986 年を除き、2 回投票制のそれぞれの期日である。

(出典) Jean Gicquel et Jean-Éric Gicquel, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 29<sup>e</sup> éd., Paris: LGDJ, 2015, pp.608-609; “Les élections législatives et la composition de l’Assemblée nationale sous la Cinquième République (1958-2007).” Assemblée nationale website <<http://www.assemblee-nationale.fr/elections/historique.asp>>; “La V<sup>e</sup> République.” Assemblée nationale website <[http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/histoire/la-ve-republique#node\\_2162](http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/histoire/la-ve-republique#node_2162)>; “La dissolution de la chambre basse depuis la III<sup>e</sup> République.” Vie publique website <<http://www.vie-publique.fr/decouverte-institutions/institutions/approfondissements/dissolution-chambre-basse-depuis-iiiie-republique.html>>; “FRANCE: Assemblée nationale (National Assembly).” Inter-Parliamentary Union website <[http://www.ipu.org/parline-e/reports/2113\\_arc.htm](http://www.ipu.org/parline-e/reports/2113_arc.htm)> その他の資料に基づいて筆者作成。

<sup>65</sup> Jean Gicquel et Jean-Éric Gicquel, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 29<sup>e</sup> éd., Paris: LGDJ, 2015, p.724.

<sup>66</sup> しかし、議会の解散や大統領の辞任により選挙の実施時期がずれる可能性があり、同時期に選挙を実施したとしても有権者が 2 つの選挙で異なる選択をすることも考えられるため、大統領と下院多数派の不一致が生じる可能性がなくなったわけではない（大山 前掲注(59), p.78.）。

## おわりに

上記5か国のいずれの解散について見ても、不信任に伴う解散の例はそれほど多くなく、不信任案が可決された場合でも必ずしも解散が行われるわけではない国もある。解散の頻度は、国によって大きく異なる。カナダは、日本とほぼ同程度の頻度で解散が行われており、下院総選挙を与党に有利に進める等の目的で実質的に首相が自由に解散を行える状況である。イタリアとフランスは、大統領が解散権を有し、制度上の厳格な要件があるわけではないが、自由に解散を行うことは一般的ではない。ドイツと2011年議会期固定法制定後のイギリスでは、非常に制限的な要件の下でのみ解散が可能となっている。

本稿では主要国の解散制度の概要と解散の事例の紹介にとどまったが、解散制度の在り方を比較検討するに当たっては、各国の行政府と立法府の関係その他統治機構の違い等に留意する必要がある。

別表 主要国議会の解散制度

		イギリス	イタリア	カナダ
根拠規定		2011年議会期固定法第2条、第3条	憲法第88条	1867年憲法第50条 1982年憲法第4条 カナダ選挙法第56.1条
解散の対象(任期)		下院(5年) ※規定上、議会が解散の対象であるが、実質的に下院のみが解散される。	両議院(両議院とも5年) 解散・選挙は両議院同時に行われるのが慣例。 ※解散の対象を下院のみとすること等を内容とする憲法改正案について、国民投票を実施予定。	下院(憲法では5年を超えて継続しないと規定し、選挙法で選挙後4年目の10月に選挙を行うと規定) ※規定上、議会が解散の対象であるが、実質的に下院のみが解散される。
解散権者		不在	大統領(両議院議員と各州代表を選挙人とする間接選挙で選出) ※両議院の議長の意見を聴く義務があるが、意見には拘束されない。	総督(首相の助言に基づいてカナダの国家元首であるイギリス国王が任命) ※首相の助言に基づく。
要件	不信任	下院が政府不信任案を可決した場合において、その後14日以内に何らかの政府信任案を可決しないときは、下院は解散する。	政府不信任案が可決された場合又は政府信任案が否決された場合には、政府は総辞職する。この場合、必ずしも両議院又は一議院が解散されるわけではない。	下院が政府不信任案を可決した場合又は政府信任案を否決した場合には、政府は総辞職するか、首相が総督に下院の解散を要請する。
	不信任以外	①任期満了に伴い自動的に解散 ②下院が定数の3分の2以上の多数で繰上総選挙の実施を可決した場合には、下院は解散する。	大統領は、両議院の議長の意見を聴いた後、両議院又は一議院を解散できる。	首相は、総督に下院の解散を助言できる。
解散の制限		解散は、上の場合に限られる。	大統領任期(7年)の最後の6か月間は、その期間の全部又は一部が立法期の最後の6か月と重複する場合を除き、解散権を行使することができない。	不信任以外の場合には、実質的に任意の時期に解散が可能。
解散後の選挙時期		繰上総選挙は、首相の助言に基づいて国王が指定する期日に行う。 ※任期満了による自動解散後の総選挙期日は、原則として5年ごとの5月の第1木曜日に固定。	任期終了後70日以内	早期に解散した場合の選挙期日は、内閣の助言に基づき、総督が決定する。 ※上記以外の選挙の日は、選挙の4年後の10月第3月曜日に固定。
過去の解散		1945年以降2011年議会期固定法制定までの解散は、18回。同法制定後の解散は、直近の2015.3.30(自動解散)のみ。	イタリア共和国成立(1948年)以降16回。直近の解散は、2012.12.22。	1945年以降23回。直近の解散は、2015.8.2。

(出典) 各国憲法等に基づいて筆者作成。

ドイツ	フランス	(参考) 日本
基本法（憲法）第 63 条、第 68 条	憲法第 12 条	憲法第 7 条第 3 号、第 69 条
下院（4 年） ※上院は、各州政府が任免する州政府 構成員で構成される。	下院（5 年） ※上院議員は、下院議員、地方議会議 員等で構成される選挙人団による 間接選挙で選出され、上院は解散の 対象ではない。	衆議院（4 年） ※参議院は、解散の対象ではない。
大統領（下院議員及び州議会代表から 成る連邦会議で選出） ※首相信任案を下院が否決した場合 には、首相の提案に基づく。	大統領（直接公選） ※首相及び両議院議長の意見を聴く 義務があるが、意見には拘束されな い。	天皇（世襲） ※内閣の助言と承認による。
<首相が下院で信任を得られず、後任 の首相も選出されない場合> 首相が提出した首相信任案に下院議 員の過半数の賛成が得られなかった 場合に、その過半数により他の首相を 選挙しなかったときは、首相の提案に 基づき、大統領は 21 日以内に下院を 解散することができる。	下院が政府不信任案を可決した場合 又は政府の綱領・一般政策の表明を否 決した場合には、政府は大統領に辞表 を提出する。この場合、必ずしも下院 が解散されるわけではない。	衆議院で内閣不信任案を可決し、又は 内閣信任案を否決した場合、10 日以 内に衆議院が解散されない限り、内閣 は総辞職しなければならない。
<首相が任命されない場合> 下院の首相選挙において 3 回目まで の選挙で総議員の過半数の投票を得 た者がいない場合には、大統領は、3 回目の選挙での最多得票者を首相に 任命するか、下院を解散するかしなけ ればならない。	大統領は、首相及び両議院議長の意見 を聴いた後、下院を解散できる。	内閣は、天皇に解散の助言と承認を行 う。
解散は、上の場合に限られる。	以下の場合には解散できない。 ①解散に伴う下院総選挙後 1 年以内 ②大統領の非常事態権限の行使中 ③上院議長又は政府が大統領の職務 を代行している場合	不信任以外の場合には、実質的に任意 の時期に解散が可能。
解散後 60 日以内 ※任期満了の場合には、その任期の開 始後 46 か月目から 48 か月目まで の間	解散後 20 日以降 40 日以内 ※任期満了の場合には、任期満了日 （前の選挙から 5 年後の 6 月第 3 火 曜日）前 60 日以内	解散後 40 日以内 ※任期満了の場合には、任期満了日前 30 日以内
ドイツ連邦共和国成立（1949 年）以 降の解散は 3 回。直近の解散は、 2005.7.21。	第 5 共和制成立（1958 年）以降の解 散は 5 回。直近の解散は、1997.4.21。	日本国憲法施行（1947（昭和 22）年） 以降の解散は、23 回。直近の解散は、 2014（平成 26）.11.21。